

2025年度 医学部医学科標準修業年限超過者(6年次在籍者)の納付金について

医学部医学科において、標準修業年限（6年間）を超えて、6年次に在籍している場合の納付金は、次の各事項により設定された【下表】に基づき納入していただくことになります。

1. 通常の留年（単位未修得）の場合

《単位：円》

費目		標準6年次学費	6年次以降留年者
春 学 期	授業料	1,074,000	1,074,000
	教育運営費	316,000	316,000
	教育充実費	420,000	420,000
	施設設備費	1,050,000	1,050,000
小計		2,860,000	2,860,000
秋 学 期	授業料	1,074,000	1,074,000
	教育運営費	316,000	316,000
	教育充実費	420,000	420,000
	施設設備費	1,050,000	1,050,000
小計		2,860,000	2,860,000
年額		5,720,000	5,720,000

2. 総合試験（卒業試験）不合格の場合

- 6年次以降在籍中に納入いただきます納付金は、基本料・総合試験指導料の合計額となります。
- 基本料は、6年次における授業料・施設設備費の合計額(年額)の2分の1を春・秋学期に分けて納入していただきます。
- 総合試験指導料は、6年次における教育充実費(年額)の2分の1を春・秋学期に分けて納入していただきます。
- 各学期における納入額は、次のとおりです。

《単位：円》

費目		総合試験不合格留年者	
春 学 期	基本料	(授業料+施設設備費) × 1/2	1,062,000
	総合試験指導料	教育充実費の1/2	210,000
	小計		1,272,000
秋 学 期	基本料	(授業料+施設設備費) × 1/2	1,062,000
	総合試験指導料	教育充実費の1/2	210,000
	小計		1,272,000
年額		2,544,000	

(注)

- ① 上記の金額は、2024年度医学部医学科6年次生の学費を計算基準としています。
- ② 基本料及び総合試験指導料は、百円単位を四捨五入して算出しています。
- ③ 上記の他に、学生会費、学園費、学生健康保険互助組合費及び保護者会費を納入していただきます。
- ④ 休学者は上記の金額ではなく、在籍料として半期25,000円と学生健康保険互助組合費を納入していただきます。
- ⑤ 6年次（初年度）に休学し、留年した場合は、学則28条第2項「休学期間は在学期間に算入しない」のとおり、「2025年度 医学部医学科標準修業年限超過者（6年次在籍者）の納付金」は適用されません（標準修業年限を超過しないため）。